

# グリーン調達ガイドライン

## 第7版

改訂	発行日	事由
第1版	2005年10月3日	新規制定
第2版	2005年12月16日	体裁変更。4.用語の定義 を追加。取引先配布版とする。
第3版	2008年1月18日	環境方針を環境マニュアルの変更に合わせ修正する。
第4版	2009年5月11日	包装材に対する重金属規制を明確化した。
第5版	2013年4月19日	管理化学物資の変更。含有物質調査フォーマットを AIS、MSDS plus とした。4.用語の定義 を改訂
第6版	2016年6月30日	規制化学物質一覧(付図1)変更 マノスター・マノシスをマノスター製品へ変更。 4.用語の定義 ⑤RoHS 指令に[(EU)2015/863]、DEHP、BBP、DBP、DIBP を追加。6→10 物質へ変更。 5.要求事項 ④材料・製造工程および化学物質の含有情報等に変更が生じた場合を追加。
第7版	2017年9月1日	文書番号変更 ( E446-05-12 付図6 → Y810-06-0) 3.適用範囲 改訂 (「①納入仕様書や～」追加等) 4.用語の定義 ①禁止化学物質の定義を変更 5.要求事項 改訂 (5.1項の内容追加等) 6.規制化学物質を 6.グリーン調達ガイドライン関連文書に変更

株式会社 山本電機製作所

## 1.はじめに

弊社は、環境負荷のより少ない部品、材料、製品の調達を推進し、欧州 RoHS 指令を始めとした法的及びその他の要求事項を順守するため、グリーン調達を実施します。本ガイドラインでグリーン調達に関する弊社の方針や購買先さまへの要求事項を記述します。

## 2.弊社の環境方針

株式会社 山本電機製作所は、主力商品であるマスター製品、ガスタービン周辺機器など、産業用機器の設計、製造、販売の事業活動を通じ、以下の方針に基づいて、環境管理活動を行い、地域および地球環境との調和を目指す。

1. 全ての事業活動を通じ環境に与える影響を的確に捉え、経済的、技術的に可能な範囲で環境目的、目標および環境マネジメントシステムを定め、全社員が一丸となって環境マネジメントシステムと環境活動の継続的な改善を推進し、必要に応じて見直す。
2. 環境に関連した法令、条例、協定および同意するその他の要求事項を順守し、環境汚染の予防と環境保護に取り組む。
3. 当社の事業活動が環境に与える影響の中で、次の項目を重点テーマとして取り組み環境保全ならびに環境保護に努める。
  - ① 環境保全に役立つ製品を新たに開発し、市場に提供する。
  - ② 環境負荷化学物質の管理強化と無害物質への代替を促進し、その保証をより確実なものに出来るよう努力する。
  - ③ 廃棄物の削減、リサイクルに努め、電力使用効率の向上を図り資源を無駄なく活用する。
4. 環境教育、環境カード、ホームページなどで、全社員および当社のために業務を行う全ての人への環境方針の理解と環境に関する意識向上を図る。また、契約取引業者および社外一般へ、必要に応じて環境方針を周知し、理解と協力を得る。

## 3.適用範囲

本ガイドラインは、弊社へ納品いただく全ての購買先さまに対して適用します。

ただし、5.2 項に記載する「規制化学物質の管理」に関しては、弊社のマスター製品を構成する部品、材料、副資材、包装材（梱包箱、包装副資材、包装材料）およびこれらの製造工程で使用する化学物質に対してのみ適用します。（弊社または外注への資材搬入のための包装材は適用外とします。）具体的には以下に該当する納入品が適用対象となります。

- ① 納入仕様書や図面などで当ガイドラインの順守が明示されている納入品
- ② 弊社が発行する注文書に記載される品名先頭に **R** がつく部品および **Z** が付く梱包材が適用対象となります。

## 4.用語の定義

### ①禁止化学物質

国内外の法規制および弊社の自主規制により、製品、包装材への含有、および製造工程で使用が禁止あるいは上限が定められている化学物質

### ②使用制限化学物質

使用削減や代替を図ることを必要とした化学物質。閾値以上または意図的な含有がある場合はその含有量を報告する。

### ③監視化学物質

環境影響やリサイクル性、国内外の法規制などを考慮し、製品への含有量などを監視及び管理する必要がある化学物質。

### ④グリーン調達

弊社の設計・調達・製造工程での環境配慮及び規制化学物質非含有化活動全般をいう。

### ⑤RoHS 指令 [2011/65/EU] [(EU) 2015/863]

欧州議会及び理事会指令 2011/65/EU。電気・電子機器含有特定危険物質使用制限指令。10物質（鉛、カドミウム、水銀、6価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP）の閾値を超える含有を禁止。

### ⑥米国包装材重金属規制、EU 包装・包装廃棄物指令 (94/62/EC)

包装材に含有する重金属（鉛、カドミウム、水銀、6価クロム）の含有率合計が 100ppm 以下であること。

### ⑦JAMP AIS

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シート。成形品の「質量」「部位」「材質」「管理対象法規に該当する物質の含有有無・物質名・含有量・成形品当たりの濃度」などの情報を記載。

### ⑧MSDS plus

JAMP が推奨する化学製品の含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シート。製品中に含有される成分を管理対象とする「法規等の名称」、「管理対象法規に該当する物質」、「濃度」などの情報を記載。

## 5. 要求事項

### 5. 1 環境マネジメントシステムの取り組み

環境マネジメントシステムとして、ISO14001 等の第三者認証の取得が望まれます。認証取得が困難な購買先さまは、以下の4項目の取り組みをお願いします。

- (1) 環境保全に関する企業理念・方針等の策定
- (2) 温室効果ガス (CO2)・廃棄物の削減などの取り組み
- (3) 法順守状況、環境活動状況の定期的確認
- (4) 従業員への環境教育の実施

購買先さまには、環境保全活動や禁止物質排除への取組み具合についてアンケートを実施することがございます。

### 5. 2 規制化学物質の管理

#### ①化学物質管理と禁止化学物質の非含有

弊社は法的及びその他の要求事項を基に、規制化学物質を弊社ホームページに掲載する「規制化学物質一覧」に定めます。(常に最新版をご確認いただくようお願いいたします。) このうち、禁止化学物質については調達部品、材料、副資材、包装材への含有と製造工程での使用を禁止し、使用制限化学物質と監視化学物質については含有量の管理を行います。

購買先さまに対しても、適切な情報の管理および開示を行うためのグリーン調達システムの構築と納入部品、材料、副資材、包装材への禁止化学物質の不含有・非含有を要求いたします。

#### ②「規制化学物質調査」の回答、証明書類の速やかな提出

納入品に関する含有化学物質の調査は「AIS」もしくは「MSDS plus」にて実施します。また、必要に応じて各種工程証明、材料証明、不使用保証書等の提出を依頼します。積極的かつ速やかな情報開示にご協力ください。

注) 各調査の詳細および運用・管理方法については各調査依頼ごとに規定します。

#### ③材料・製造工程および化学物質の含有情報に変更が生じた場合

納入品に関して、材料、製造工程、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した場合、速やかに変更内容と影響範囲についてご連絡ください。また、環境法令違反(監督官庁による指摘や警告、指導等)、および環境法令違反につながりかねない環境事故が発生した場合も、速やかに発生内容と影響範囲についてご連絡ください。なお、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も速やかにご連絡ください。

## 6. グリーン調達ガイドライン関連文書

本書を補足するものとして次の文書を公開します。

### 規制化学物質一覧

当グリーン調達ガイドラインが規定する含有禁止物質及びその詳細について明記しております。弊社ホームページに掲示しておりますので、最新版をご確認いただくようお願いいたします。

以上